

# 社会福祉施設等の用途区分見直し

## ・軽費老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・複合型サービス事業所・老人デイサービスセンター等

軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、老人デイサービスセンター等の施設のうち、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものは、令別表第一(6)項口に分類されたことにより、スプリンクラー設備等の規制が強化されます。

## ・一時預かり事業を行う施設・家庭的保育事業を行う施設

児童福祉法に規定する一時預かり事業を行う施設及び家庭的保育事業を行う施設は、保育所の分類と同様に令別表第一(6)項ハに分類されます。



規制が変更になる「軽費老人ホーム」

入居している要介護状態区分3以上の者の割合が、施設定員に対して50%以上である施設



規制が変更になる「小規模多機能型居宅介護事業所」、  
「お泊りデイサービス」、「複合型サービス事業所」

随時もしくは継続的な宿泊サービスの提供が常態化していること、または要介護状態区分3以上の者の宿泊サービス利用者数の割合が、全体の宿泊サービス利用者数に対して50%以上であることなどに該当する施設

## 【規制の変更内容(例)】

種別	改正前(6)項ハ	改正後(6)項口
防火管理者	収容人員30人以上で選任	収容人員10人以上で選任
消火器	延べ面積150㎡以上で設置	全て設置
スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上で設置	全て設置 (平成27年4月1日改正)
自動火災設備	延べ面積300㎡以上で設置	全て設置
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上で設置	全て設置 (自動火災報知設備と連動)



一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設の取扱い

一時預かり事業を行う施設や家庭的保育事業を行う施設も、消防法上明確に位置づけられました。(6)項ハ)

## 【改正法令の施行日について】

改正法令は平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

既存施設（新築、改築工事中含む）のうち 6 項口又はハになる施設は、新たに必要となる消防用設備等の技術上の基準については、平成 28 年 3 月 31 日又は平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられています。



新たに必要となる消防用設備等の技術上の基準

消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器、誘導灯	平成 28 年 3 月 31 日まで
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具	平成 30 年 3 月 31 日まで

## お問合せ先

消防局予防課 TEL0742-35-1192

南消防署 TEL0742-35-1149

北消防署 TEL0742-71-9119

中央消防署 TEL0742-22-7051

西消防署 TEL0742-45-7621

東消防署 TEL0743-82-0513

## 消防法施行令別表第1改正の新旧対応表 (6)項口(平成27年4月1日～)

改正前

(6) 項口	老人短期入所施設
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	有料老人ホーム (※1)
	介護老人保健施設
	救護施設
	乳児院
	障害児入所施設
	障害者支援施設(※2)
	老人短期入所事業を行う施設
	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
	短期入所施設(※2)
	共同生活介護を行う施設(※2)

改正後

(6) 項口	(1)	老人短期入所施設	高齢者
		養護老人ホーム	
		特別養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム(※3)	
		有料老人ホーム (※3)	
		介護老人保健施設	
		老人短期入所事業を行う施設	
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※3)	
		認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	
		その他これらに類するもの(規則第5条第4項)	
	(2)	救護施設	生活保護者
	(3)	乳児院	児童
	(4)	障害児入所施設	障害児
	(5)	障害者支援施設(※4)	障害者
		短期入所施設(※4)	
共同生活援助を行う施設(※4)			

※1 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。  
 ※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

※3 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。  
 ※4 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

## 消防法施行令別表第1改正の新旧対応表 (6)項ハ(平成27年4月1日～)

改正前

(6) 項ハ	老人デイサービスセンター
	軽費老人ホーム
	老人福祉センター・老人介護支援センター
	有料老人ホーム(※1)
	更生施設
	助産施設・保健所・児童養護施設
	児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設・児童家庭支援センター
	身体障害者福祉センター
	障害者支援施設(※2)
	地域活動支援センター・福祉ホーム
	老人デイサービス事業を行う施設
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
	児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設
	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う施設
	共同生活援助を行う施設(※2)
短期入所(※2)、共同生活介護を行う施設	

改正後

(6) 項ハ	(1)	老人デイサービスセンター	高齢者
		軽費老人ホーム(※3)	
		老人福祉センター・老人介護支援センター	
		有料老人ホーム(※3)	
		老人デイサービス事業を行う施設	
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※3)	
		その他これらに類するもの(規則第5条第6項)	
	(2)	更生施設	生活保護者
	(3)	助産施設・保健所・児童養護施設	児童
		児童自立支援施設・児童家庭支援センター	
		一時預かり事業を行う施設	
		家庭的保育事業を行う施設	
		その他これらに類するもの(規則第5条第7項)	
	(4)	児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設	障害児
		児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設	
	(5)	身体障害者福祉センター	障害者
障害者支援施設(※4)			
地域活動支援センター・福祉ホーム			
生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う施設			
	短期入所、共同生活援助を行う施設(※4)		

※1 主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。  
 ※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。

※3 (6)項口(1)に掲げるものを除く。  
 ※4 (6)項口(5)に掲げるものを除く。